

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときの翌日)

目 次

- ◇条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例
- ◇規 則 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十四号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の三第一号中「三十五円」を「六十円」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の鳥取県税条例の規定は、昭和五十一年度分の個人の県民税に係る徴収取扱費から適用し、昭和五十年分までの個人の県民税に係る徴収取扱費については、なお従前の例による。

規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年十月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第五十三号様式中「さむる」を「あむる」に、

35円
50円
小計
35円
50円
小計
35円

を

60円
35円
小計
60円
35円
小計
60円

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】